

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名 (市町村コード)	江津市 (322075)	
地域名 (地域内農業集落名)	跡市・有福  (清見、井沢、舞立、小原、出り原、長瀬、大久保、新町、小田、町東、町西、金口、谷金、目田、生り畑、後谷、中千田、大野谷、大佐張、大年迫、上西、上東、湯谷東、湯谷西、本明、福田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第1回)	

注 1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者 1 者（個人）、認定新規就農者 3 者（3 個人）を含む 12 個人が地域の農業を担う者として在している。
- ・上記担い手による集積率は約 38%
- ・平坦でまとまった農地が少なく、典型的な中山間地農業が営まれている。
- ・水稲生産がメイン。ぶどうや花き、苔、綿なども栽培しているほか、新たにタマネギ栽培を進めている。
- ・上記担い手による耕作面積はいずれも 2 ha 以下であり、担い手不足が顕著なエリア。
- ・エリア内の農業委員や一部の担い手がまちづくり組織の中核となっており、まちづくり活動の一環として農業がおこなわれている。
- ・圃場整備は一部で完了している。【S54~55（井沢）、H56~57（金口）、S61~62（大佐張）、S61~63（本明・福田）、H15~18（千田・跡市）】

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・まちづくり組織と農業の担い手が連携し、農地と地域を守るエリア。
- ・新規就農者への地域ぐるみによる支援と、地域の中から生まれる新たな担い手の確保・育成
- ・地域の特性を生かした栽培品目の振興・検討
- ・担い手の意向に合わせた小規模基盤整備の導入を検討。
- ・維持が困難な農地の管理省力化。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	273 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清見集落、井沢集落は担い手が不在のため、利活用方法を検討する。</li> <li>・舞立、小原集落は担い手が不在のため、利活用方法を検討する。</li> <li>・出り原集落は、集積している担い手が引き続き耕作予定のため、ブルーゾーンとする。</li> <li>・長瀬集落、大久保集落は担い手の後継者である新規就農者が拡大意向であり、ブルーゾーンとする。</li> <li>・新町、小田集落、町西集落は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。</li> <li>・金口集落は担い手が集積して耕作中の区域をブルーゾーンとし、その他の区域は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。</li> <li>・目田集落は新規就農者が拡大可能な区域をブルーゾーンとし、その他の区域は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。</li> <li>・生り畑集落は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。</li> <li>・後谷集落は担い手が不在のため、レッドゾーンとする。</li> <li>・中千田集落、大野谷集落は新規就農者が耕作中の区域をブルーゾーンとし、その他の区域は担い手が不在、あるいは拡大・維持が困難なためレッドゾーンとする。</li> <li>・大佐張集落、大年迫集落は担い手が一部耕作しているものの、縮小意向のためレッドゾーンとする。</li> <li>・上西集落は担い手が耕作中であり、後継者を確保しているためブルーゾーンとする。</li> <li>・本明集落は担い手2者が耕作しているものの、それぞれ縮小意向、維持意向のためレッドゾーンとする。</li> <li>・福田集落は新規就農者が耕作中のため、ブルーゾーンとする。</li> </ul>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>営農の継続が見込める区域については、小規模基盤整備（暗渠排水、用排水路等の改善）の導入を検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>まちづくり活動の一環として、地域全体で取り組む農業の形を検討する。また、観光産業と連携した半農半X等の人材育成に取り組む。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>担い手および非担い手農家の労力軽減につながる作業や、機械が不足している作業について、農業支援サービス事業者への農作業委託を積極的に活用する必要がある。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、サルによる農業被害が大きいと、地域と行政が連携し対策を講じていく。</li> <li>・ぶどうの生産が拡大しており、地域内での特産物化を図る。</li> <li>・苺・真菰等の省力品目の栽培や羊の放牧、ピオトープ、市民農園など管理の省力化につながる取り組みの検討・実証を行う。</li> <li>・地域特性を生かせる新たな栽培品目の検討・実証を行う。</li> </ul>
--